

京都府警察職員住宅管理規程

[最終改正 令和4.2.28 京都府警察本部訓令第3号]

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 住宅入居条件、申込み等（第4条－第13条）
- 第3章 入居者の遵守事項等（第14条・第15条）
- 第4章 独身寮入居条件、申込み等（第16条－第23条）
- 第5章 独身寮の管理（第24条－第29条）
- 第6章 住宅入居料の納付等（第30条－第36条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、京都府財産取扱規則（昭和39年京都府規則第16号）第4条第2項の規定により、京都府警察本部が所管する職員住宅（以下「住宅」という。）の管理及び運用について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 府有財産に属する建物で、警察職員（以下「職員」という。）又はその家族の住居の用に供し、又は供するものと決定したものをいう。
- (2) 独身寮 住宅であって独身又は単身（以下「独身等」という。）の職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したものをいう。

（住宅の名称、所在地等）

第3条 住宅の名称及び所在地は、別表第1のとおりとする。

2 住宅の入居割当所属及び入居定員は、原則として別表第2のとおりとする。

第2章 住宅入居条件、申込み等

（入居の条件）

第4条 住宅（独身寮を除く。以下この章及び次章において同じ。）に入居できる者は、次の各号に掲げるいずれかの条件を備えている者とする。

- (1) 住宅に入居することを必要とする理由がある者
- (2) 府の休日等の休務時において、犯罪、災害等の緊急事態の発生に備え、当該緊急事態が発生した場合の命令に即時に応じられる者

（入居の申込み）

第5条 住宅に入居を希望する者（以下「入居希望者」という。）は、職員住宅入居申込書（別記様式第1号）に所定の事項を記入し、所属長の確認を受けて、警察本部長（以下「本部長」という。）に願い出てその承認を受けなければならない。

2 所属長は、前項の申込書を確認するときは、入居の理由を調査し、本部長に提出（厚生課長経由。以下同じ。）するものとする。

（入居の命令）

第6条 本部長は、第5条第2項の提出があった場合において、入居希望者が第4条第2号に掲げる条件を備えていると認めたときは、当該入居希望者に対し、職員住宅入居命令書（別記様式第2号）により住宅の入居を命じるものとする。

（入居の承認）

第7条 本部長は、住宅の入居を承認した場合（第6条の命令があった場合を除く。）は、職員住宅入居承認書（別記様式第3号）を作成し、住宅の入居が承認された者に交付するものとする。

（入居期限）

第8条 住宅の入居が承認された者は職員住宅入居承認書に、住宅の入居を命じられた者は職員住宅入居命令書に定められた入居指定日に当該住宅に入居しなければならない。ただし、厚生課長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（住宅入居請書）

第9条 住宅に入居した者は、住宅に入居した日から5日以内に、職員住宅入居請書（別記様式第4号）を所属長の確認を受けて、本部長に提出（厚生課長経由。以下同じ。）しなければならない。

（住宅の入居替え）

第10条 本部長は、住宅に居住する者（以下「入居者」という。）の所属が替わった場合又は住宅の管理運営上必要と認める場合は、入居者に警察職員待機宿舎又は一般財団法人京都府警察職員福利厚生会（以下「福利厚生会」という。）が管理運営する警察職員住宅への入居替えを命じることができる。

（入居承認の取消し等）

第11条 本部長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、入居の承認を取り消し、又は住宅の退去を命じることができる。

- (1) 正当な理由がなく第30条第1項に規定する住宅入居料及び入居者分担金を指定の期日までに納付しないとき。
- (2) この訓令又はこれに基づく規定に違反したとき。
- (3) 前各号のほか、本部長が住宅管理上必要があると認めたとき。

（住宅の退去）

第12条 入居者は、住宅を退去しようとするときは、退去予定日の5日前までに職員住宅退去届（別記様式第5号）を所属長の確認を受けて、本部長に提出しなければならない。

2 入居者は、住宅を退去するときは、当該住宅を正常な状態にしなければならない。

第13条 入居者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、7日以内に住宅を退去しなければならない。

- (1) 職員の身分を失ったとき。
- (2) 入居の承認を取り消されたとき。
- (3) 退去を命じられたとき。

第3章 入居者の遵守事項等

（入居者の遵守事項等）

第14条 入居者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 住宅をその専用以外の目的に使用すること。

- (2) 住宅の現状を変更すること。
- (3) 住宅を損傷又は汚損すること。
- (4) 住宅の全部又は一部を他人に貸与すること。

2 前項第2号については、特別の事由があり本部長の許可を受けた場合は、この限りでない。

3 入居者は、前項の規定による許可を受けようとするときは、職員住宅施設変更申請書（別記様式第6号）に所定事項を記入して本部長に申請（厚生課長経由）しなければならない。

4 第2項の規定により、本部長の許可を受けて住宅の現状を変更したものについては、当該住宅を退去するとき原状回復しなければならない。

（届出を要する事項）

第15条 入居者は、次の事由が生じたときは、速やかに厚生課長に届け出なければならない。

- (1) 所属が替わるなど身分上の異動を生じたとき。
- (2) 入居の家族数に増減が生じたとき。
- (3) 建物又は付属物件が滅失、倒壊若しくは損傷したとき、又はこれらのおそれがあると認められたとき。

第4章 独身寮入居条件、申込み等

（入寮の条件）

第16条 独身寮に入居（以下「入寮」という。）できる者は、独身等の職員であって、府の休日等の休務時において、犯罪、災害等の緊急事態の発生に備え、当該緊急事態が発生した場合の命令に即時に応じられる者とする。

（入寮の申込み）

第17条 入寮を希望する者（以下「入寮希望者」という。）は、独身寮入寮申込書（別記様式第7号）に所定の事項を記入し、所属長の確認を受けて、本部長に提出しなければならない。

2 所属長は、前項の申込書を確認するときは、申込みの理由等を調査し、本部長に提出するものとする。

（入寮の命令）

第18条 本部長は、第17条第2項の提出があった場合において、入寮希望者が第4条第2項に掲げる条件を備えていると認めたときは、当該入寮希望者に対し、独身寮入寮命令書（別記様式第8号）により入寮を命じるものとする。

（入寮期限）

第19条 入寮を命じられた者は、独身寮入寮命令書に定められた入寮指定日に当該独身寮に入寮しなければならない。

（独身寮入寮誓書）

第20条 入寮した者は、入寮した日から5日以内に、独身寮入寮誓書（別記様式第9号）を所属長の確認を受けて、本部長に提出しなければならない。

（転寮）

第21条 本部長は、入寮している者（以下「寮生」という。）の所属が替わった場合又は寮の管理運営上必要と認める場合は、他の独身寮への転居（以下「転寮」という。）を命じることができる。

2 転寮を命じられた者は、速やかに転寮しなければならない。

3 転寮を命じられた者は、転寮後5日以内に独身寮転寮届（別記様式第10号）を所属長の確認

を受けて、本部長に提出しなければならない。

(退寮の命令)

第22条 本部長は、寮生が次の各号のいずれかに該当するときは、退寮を命じることができる。

- (1) 特別の理由がなく、入寮の承認を受けた日から1箇月以上部屋を使用しないとき。
- (2) この訓令に違反し、引き続き入寮させることが不相当と認められるとき。

2 退寮を命じられた者は、速やかに退寮しなければならない。

(退寮)

第23条 寮生は、自己の意思により、退寮しようとするときは、退寮予定日の5日前までに独身寮退寮届(別記様式第11号)を所属長の確認を受けて、本部長に提出しなければならない。

第5章 独身寮の管理

(寮監)

第24条 本部長は、独身寮(以下「寮」という。)の円滑適正な運営を図るため、全寮を統括する寮監を置くことができる。

2 寮監は、寮の秩序を維持し、寮生に対し必要な指導を行うものとする。

(寮主事)

第24条の2 本部長は、必要と認める場合は、寮に寮主事を置くことができる。

2 寮主事は、寮の管理に関する事務の一部を行うものとする。

(福利厚生会理事長への委任)

第24条の3 前2条に定めるもののほか、寮監及び寮主事に関し必要な事項は、一般財団法人京都府警察職員福利厚生会理事長(以下「福利厚生会理事長」という。)が定める。

(寮生のピアサポート)

第25条 厚生課長は、寮生の生活の安定とその健全化を図るため、寮生のからの相談に応じて行うピアサポートの活性化に努めるものとする。

2 前項のピアサポートは、京都府警察職員ピアサポート制度の運用について(令和2.10.30:例規厚第35号)4の(1)に規定するピアサポート・コーディネーターが当たるものとする。

(寮の自治活動)

第26条 寮生は、寮生活が健全かつ快適に営まれるよう寮ごとに自治会を設けるものとする。

2 自治会は、自治会の活動についての会則を制定し、役員を選出その他必要な事項を定めるものとする。

3 自治会に、自治会長、班長、副班長その他の役員を置く。

4 自治会の役員は、寮生が寮生の中から選出する。

(寮生活の原則)

第27条 寮生は、次の各号を信条として警察職員にふさわしい良識ある寮生活を行わなければならない。

- (1) 相互に人格を尊重し、融和協調すること。
- (2) 自主自立の精神に基づいて、寮内の秩序保持に努めること。

(寮生の遵守事項)

第28条 寮生は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 寮内の整理整頓、寮周辺の清掃等生活環境の美化に努めること。
- (2) 外泊については、寮に備え付けた外泊簿に記入し、寮主事、自治会長等に連絡すること。

- (3) 部屋には、寮主事の承諾を得た場合を除いて寮生以外の者を入室させないこと。
- (4) 面会は、面会室又は寮主事が指定した場所以外の場所では行わないこと。
- (5) 部屋には、割り当てられた寮生以外の者を同宿させないこと。
- (6) 炊事施設のある場所以外で炊事しないこと。
- (7) 建物、付属施設及び備品の保全に努め、みだりに変更又はき損をしないこと。
- (8) 火災及び盗難防止に心がけること。

(所属長の指導)

第29条 所属長は、常に所属の寮生が健全で規律ある寮生活を送るよう指導に当たらなければならない。

第6章 住宅入居料の納付等

(住宅入居料等の納付)

第30条 入居者及び寮生（以下「入居者等」という。）は、知事が定める住宅入居料及び福利厚生会理事長が定める入居者分担金を納入しなければならない。

- 2 第33条の規定により独身寮の駐車場を使用する者は、知事が定める駐車場使用料を納入しなければならない。
- 3 住宅入居料、入居者分担金及び駐車場使用料の額は、入居者等に対し別に通知するものとする。
- 4 住宅入居料及び駐車場使用料については、本部長が発行する納入通知書により速やかにその月分を京都府指定金融機関に納付するものとする。
- 5 入居者分担金については、毎月20日までにその月分を福利厚生会に納付しなければならない。この場合において、入居（入寮）日数が1箇月に満たない場合は、その月の初日に当該住宅に入居していた者がこれを納付するものとする。

(入居者分担金)

第31条 前条に規定する入居者分担金は、福利厚生会が管理し、入居者等全般の福利厚生に必要な経費に充てるものとする。

(負担金)

第32条 入居者等は、次に掲げる費用を負担しなければならない。

- (1) 電気、ガス及び上下水道の使用料
 - (2) 障子、畳、ふすまその他軽微な造作物件の修繕に要する費用
 - (3) 入居者等の責に帰する理由による建物及びその付属物のき損又は汚損の修理に要する費用
 - (4) その他入居者等が当然負担すべきものと認められる諸経費
- 2 本部長は、前項第3号の修繕について必要と認めるときは、その費用の全部又は一部を負担することができる。

(駐車場の使用申込)

第33条 入居者等のうち独身寮の駐車場の使用を希望する者（以下「駐車場使用希望者」という。）は、駐車場使用申込書（別記様式第12号）を所属長の確認を受けて、本部長に提出しなければならない。

(駐車場の使用許可)

第34条 本部長は、駐車場の使用を許可したときは、駐車場使用許可書（別記様式第13号）を駐車場使用希望者に交付するものとする。

(駐車場使用請書)

第35条 駐車場の使用を許可された者は、許可を受けた日から5日以内に駐車場使用請書(別記様式第14号)を所属長の確認を受けて本部長に提出しなければならない。

(駐車場返還届)

第36条 駐車場を使用する者が駐車場を返還しようとするとき、又は返還を命じられたときは、返還予定日の5日前までに駐車場返還届(別記様式第15号)を所属長の確認を受けて本部長に提出しなければならない。

附 則

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(別表、様式省略)